

結城市市内巡回バス車体広告取扱要項 新旧対照表

旧	新
(趣旨) 第1条 この告示は、巡回バス（結城市市内巡回バス運行事業実施要項（平成18年結城市告示第42号）の規定により運行する市内巡回バスをいう。以下同じ。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 (掲載広告の要件) 第2条 掲載できる広告は、次に掲げる全ての要件を備えたものでなければならない。 (1) 巡回バスの公共性及び品位を損なうおそれのないものであること。 (2) 市内及び周辺地域の産業の発展に資するものであること。 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当しないものであること。 (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝に係るものでないこと。 (5) 公の秩序及び善良な風俗に反しないものであること。 (6) 公益上特に支障がないと認められるものであること。 (7) 発光、蛍光及び反射効果のない材料を使用すること。 (広告の掲載方法) 第3条 広告は、走行中でも剥がれ落ちない程度の磁力を有するマグネットシートへの貼付によるものとし、車体塗装は行わないものとする。 (掲載期間) 第4条 広告の掲載期間は、原則として1年間とする。ただし、広告主が希望する場合は、1箇月単位でも認めるものとする。 2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告主と市が協議の上、巡回バスの運行管理状況等を勘案し、定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この告示は、巡回バス（結城市市内巡回バス運行事業実施要項（平成18年結城市告示第42号）の規定により運行する市内巡回バスをいう。以下同じ。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 (掲載広告の要件) 第2条 掲載できる広告は、次に掲げる全ての要件を備えたものでなければならない。 (1) 巡回バスの公共性及び品位を損なうおそれのないものであること。 (2) 市内及び周辺地域の産業の発展に資するものであること。 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当しないものであること。 (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝に係るものでないこと。 (5) 公の秩序及び善良な風俗に反しないものであること。 (6) 公益上特に支障がないと認められるものであること。 (7) 発光、蛍光及び反射効果のない材料を使用すること。 (広告の掲載方法) 第3条 広告は、走行中でも剥がれ落ちない程度の磁力を有するマグネットシートへの貼付によるものとし、車体塗装は行わないものとする。 (掲載期間) 第4条 広告の掲載期間は、原則として1年間とする。ただし、広告主が希望する場合は、1か月単位でも認めるものとする。 2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告主と市が協議の上、巡回バスの運行管理状況等を勘案し、定めるものとする。

旧	新
3 市長は、第1項ただし書の規定により広告の掲載期間を1箇月単位にしている場合を除き、広告掲載の終了日の2箇月前までに広告主から申出がない場合は、広告の掲載期間を1年間延長することとし、その後も同様とする。 (広告の位置、規格及び掲載料) 第5条 広告の位置、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。ただし、掲載料には広告の制作費を含まないものとする。 2 掲載料の納付は、掲載の決定後、市の発行する納付書により一括納付するものとする。 (広告の作成、掲載、撤去等) 第6条 広告の作成については、原稿の段階で第2条に規定する要件を満たしているか市と協議し、掲載要件を満たしていることを確認してから、広告主の責任において作成し、その費用は、全て広告主が負担するものとする。 2 広告の掲載及び撤去作業については、広告主の負担及び責任において行うものとする。 3 広告掲載、撤去作業の日程については、市と広告主で協議して決定するものとする。 (補償) 第7条 巡回バスに広告物を掲載した後に、巡回バスの運行に伴う事故等により広告が毀損し、又は破損したときは、市が経費を負担して修復するものとする。ただし、経年に起因する広告物の色あせなどの劣化、第三者による盗難等については、対象外とする。 2 広告物の掲載又は撤去により、巡回バスの車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、広告主が経費を負担し、修復するものとする。 (広告掲載の申込み及び資格) 第8条 広告掲載の申込みは、結城市市内巡回バス車体広告掲載申込書(様式	(広告の位置、規格、基準掲載料等) 第5条 広告の位置、規格及び基準掲載料は、別表のとおりとする。ただし、基準掲載料には広告の制作費を含まないものとする。 2 掲載料の納付は、掲載の決定後、市の発行する納付書により一括納付するものとする。 (広告の作成、掲載、撤去等) 第6条 広告の作成については、原稿の段階で第2条に規定する要件を満たしているか市と協議し、掲載要件を満たしていることを確認してから、広告主の責任において作成し、その費用は、全て広告主が負担するものとする。 2 広告の掲載及び撤去作業については、広告主の負担及び責任において行うものとする。 3 広告掲載、撤去作業の日程については、市と広告主で協議して決定するものとする。 (補償) 第7条 巡回バスに広告物を掲載した後に、巡回バスの運行に伴う事故等により広告が毀損し、又は破損したときは、市が経費を負担して修復するものとする。ただし、経年に起因する広告物の色あせなどの劣化、第三者による盗難等については、対象外とする。 2 広告物の掲載又は撤去により、巡回バスの車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、広告主が経費を負担し、修復するものとする。 (広告掲載の申込み及び資格) 第8条 広告掲載の申込みは、結城市市内巡回バス車体広告掲載申込書(様式

旧	新
第1号)を市長に提出することにより行うものとする。 2 広告掲載の申込みができる者は、市内又は周辺地域に住所又は事業所を有する者とする。 (審査及び決定) 第9条 市長は、前条の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広告非掲載決定通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。 2 市長は、広告掲載の申込みが募集件数を上回ったときは、申込み順により決定するものとする。 3 広告掲載について疑義が生じた場合は、結城市広告掲載取扱要項(平成17年結城市告示第160号)第13条に規定する結城市広告掲載審査会で審査する。 (掲載の取消し) 第10条 市長は、巡回バスの運行上重要な変更若しくは支障が生じたとき、広告の掲載に支障があると認められたとき、又は広告掲載料の納入がなかったときは、当該広告の掲載の決定を変更し、又は取り消すことができる。 (広告掲載料の還付) 第11条 納入済の広告掲載料は、還付しない。ただし、掲載者の責めによらない理由により広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。 2 前項ただし書の規定により納入済の広告掲載料を還付する場合において、還付する額は、納入済の広告掲載料を広告の当初掲載月数で除して得た額(1円未満の端数があった場合はこれを切り捨てる。)に広告掲載ができなかつた	第1号)を市長に提出することにより行うものとする。 2 広告掲載の申込みができる者は、市内又は周辺地域に住所又は事業所を有する者とする。 3 広告掲載の申込みをする者は、別表に定める基準掲載料以上の額で申し込まなければならない。 (審査及び決定) 第9条 市長は、前条の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で、申込書の提出をした者(以下「申込者」という。)であって、審査の結果、適当であると認められるもののうちから最高額を提示した者(申込者が1者である場合は当該申込者とし、最高額を提示した申込者が2者以上であるときは申込順が最も早い者とする。)を広告主として決定し、広告主には広告掲載決定通知書(様式第2号)により、その他の申込者には広告非掲載決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。 2 広告掲載について疑義が生じた場合は、結城市広告掲載取扱要項(平成17年結城市告示第160号)第13条に規定する結城市広告掲載審査会で審査する。 (掲載の取消し) 第10条 市長は、巡回バスの運行上重要な変更若しくは支障が生じたとき、広告の掲載に支障があると認められたとき、又は掲載料の納入がなかったときは、当該広告の掲載の決定を変更し、又は取り消すことができる。 (掲載料の還付) 第11条 納入済の掲載料は、還付しない。ただし、掲載者の責めによらない理由により広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。 2 前項ただし書の規定により納入済の掲載料を還付する場合において、還付する額は、納入済の掲載料を広告の当初掲載月数で除して得た額(1円未満の端数があった場合はこれを切り捨てる。)に広告掲載ができなかった日の属する月数

旧	新																												
った日の属する月数を乗じて得た額とする。 (補則) 第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 付 則 この告示は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。 別表 (第 5 条関係) <table><tr><th rowspan="2">位置</th><th rowspan="2">規格 (1 面当たり)</th><th colspan="2">掲載料 (1 車あたり)</th></tr><tr><th>年額 (2 面)</th><th>月額 (2 面)</th></tr><tr><td>車体両側面 (2 面)</td><td>縦 50 cm× 横 130 cm以内</td><td>1 0 0 , 0 0 0 円</td><td>9 , 0 0 0 円</td></tr></table> 注 1 広告の掲載は、走行中でも剥がれ落ちない程度の磁力を有するマグネットシートの貼付によるものであること。	位置	規格 (1 面当たり)	掲載料 (1 車あたり)		年額 (2 面)	月額 (2 面)	車体両側面 (2 面)	縦 50 cm× 横 130 cm以内	1 0 0 , 0 0 0 円	9 , 0 0 0 円	を乗じて得た額とする。 (補則) 第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 付 則 この告示は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。 付 則 この告示は、令和 7 年 1 0 月 1 5 日から施行する。 別表 (第 5 条関係) <table><tr><th rowspan="2">位置</th><th rowspan="2">規格 (1 面当たり)</th><th colspan="2">基準掲載料 (1 車両当たり)</th></tr><tr><th>年額</th><th>月額</th></tr><tr><td>車体両側面 (2 面)</td><td>縦 50 cm× 横 130 cm以内</td><td>1 0 0 , 0 0 0 円</td><td>9 , 0 0 0 円</td></tr><tr><td>車体両側面 (2 面)</td><td>縦 27 cm× 横 130 cm以内</td><td>5 0 , 0 0 0 円</td><td>5 , 0 0 0 円</td></tr><tr><td>車体後面 (1 面)</td><td>縦 24 cm× 横 130 cm以内</td><td>2 5 , 0 0 0 円</td><td>2 , 5 0 0 円</td></tr></table> 注 1 広告の掲載は、走行中でも剥がれ落ちない程度の磁力を有するマグネットシートの貼付によるものであること。 2 発光、蛍光及び反射効果のない材料を使用すること。	位置	規格 (1 面当たり)	基準掲載料 (1 車両当たり)		年額	月額	車体両側面 (2 面)	縦 50 cm× 横 130 cm以内	1 0 0 , 0 0 0 円	9 , 0 0 0 円	車体両側面 (2 面)	縦 27 cm× 横 130 cm以内	5 0 , 0 0 0 円	5 , 0 0 0 円	車体後面 (1 面)	縦 24 cm× 横 130 cm以内	2 5 , 0 0 0 円	2 , 5 0 0 円
位置			規格 (1 面当たり)	掲載料 (1 車あたり)																									
	年額 (2 面)	月額 (2 面)																											
車体両側面 (2 面)	縦 50 cm× 横 130 cm以内	1 0 0 , 0 0 0 円	9 , 0 0 0 円																										
位置	規格 (1 面当たり)	基準掲載料 (1 車両当たり)																											
		年額	月額																										
車体両側面 (2 面)	縦 50 cm× 横 130 cm以内	1 0 0 , 0 0 0 円	9 , 0 0 0 円																										
車体両側面 (2 面)	縦 27 cm× 横 130 cm以内	5 0 , 0 0 0 円	5 , 0 0 0 円																										
車体後面 (1 面)	縦 24 cm× 横 130 cm以内	2 5 , 0 0 0 円	2 , 5 0 0 円																										